

## 病院長選考制度の改正内容について

平成30年2月22日

附属病院病院長審査委員会

大阪医科大学附属病院の病院長選考について、「大学附属病院等のガバナンスに関する検討会（厚生労働省）」で示された「とりまとめ（平成28年12月8日）」を受けて、「病院長予定者選考規程及び病院長予定者選挙管理委員会規程」を廃止とし、「学校法人大阪医科薬科大学 大阪医科大学附属病院 病院長規則」、「学校法人大阪医科薬科大学 大阪医科大学附属病院 病院長審査委員会規程」を新たな制度の規則等として定め、平成29年11月14日付で施行しました。これらの規則類は、今回の選考手続において初めて適用されますので、その改正内容の概要について、以下のとおり、再度お知らせ致します。

### (1) 臨床研修等修了医師である者

医療法第10条第2項の「2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が、医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、それが主として医業を行うものであるときは臨床研修等修了医師に、主として歯科医業を行うものであるときは臨床研修等修了歯科医師に、これを管理させなければならない。」によることを改めて明記しました。

### (2) 医療の高度安全確保に必要な資質・能力・経験を有している者

医療法第16条の3第1項によることは勿論、具体的には医療安全の管理業務の経験、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等の資質・能力・経験を求めます。

### (3) 附属病院の管理運営に必要な資質・能力・経験を有している者

具体的には、当該病院内外での組織管理経験、とりわけ当該病院以外の病院における管理者経験など、高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質・能力・経験を求めます。

### (4) 大阪医科大学附属病院の理念等を実現するために必要な資質・能力を有している者

大阪医科大学附属病院が掲げる理念の実現を目指す強い意思とこれらを継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること。

以上

## 病院長選考の進捗について

平成30年2月22日

附属病院病院長審査委員会

- 平成30年3月31日で任期が到来する病院長の選任手続開始を平成29年12月1日付で公示し、平成30年2月5日に候補者の受付を締め切りました。
- その結果として、1名の立候補がありましたので、病院長審査委員会規程第5条により、病院長の適格性の審査を理事長から病院長審査委員会に諮問されています。
- 病院長審査委員会では、病院長審査委員会規程第6条により、適格性審査に必要な情報の収集に当たることになりますが、今回の病院長適格性審査に伴う情報収集の方法について協議した結果、以下の理由により「書類審査」と「面接の実施」によるものとし、「公聴会」と「意見調査」を行わないものとします。

(理由)

1. 立候補者は現職1名のみであり、これまでの業務執行状況により、そのリーダーとしての資質や病院内でのガバナンス能力等の情報は得られており、意見調査を行う必要性は乏しいこと。
2. 公聴会については、参加者に選挙権がない中、公聴会の場で方針発表を聴くことによる意義が見出しづらく病院長の選任後に方針を発表すれば足りること。
3. 意見調査や公聴会は候補者が複数の場合は相対的に評価することに適しているが1名の候補者の適格性を測るには面接による審査をより時間をかけて行う方が有効であると考えられること。

以上